



発行 新潟県

号外 1

令和4年8月4日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

目次

告示

- 871 道路の区域変更（道路管理課）
- 872 道路の供用開始（道路管理課）
- 873 道路の供用開始（道路管理課）

告示

◎新潟県告示第871号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和4年8月4日

新潟県知事 花角 英世

- 道路の種類 県道
- 路線名 新関水原停車場線
- 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
阿賀野市土橋字川尻109番3から 同市土橋字川尻132番3まで	新	(A) 12.3～43.5メートル	312.5メートル
阿賀野市土橋字川尻109番3から 同市百津字家ノ浦191番1まで		(B) 16.5～43.5メートル	297.2メートル
阿賀野市土橋字川尻109番3から 同市土橋字川尻132番3まで	旧	11.8～16.6メートル	278.1メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第872号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和4年8月4日

新潟県知事 花角 英世

- 路線名 県道 新関水原停車場線
- 供用開始の区間

阿賀野市土橋字川尻109番3から同市土橋字川尻132番3まで

- 3 供用開始の期日 令和4年8月4日

◎新潟県告示第873号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和4年8月4日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 新関水原停車場線

- 2 供用開始の区間

阿賀野市土橋字川尻109番3から同市百津字家ノ浦191番1まで

- 3 供用開始の期日 令和4年8月4日